

古殿保育所を民間移管
南九州市立保育所条例



平成25年4月1日をもって、南九州市立古殿保育所を社会福祉法人別府福祉会に移管するため条例の一部を改正しました。

工場等の立地を促進
南九州市企業立地促進条例

南九州市内での工場等の立地を促進し、地域経済の発展及び就業機会の増大を図るため、市内において新たに工場などを新設し、増設し、又は既設の工場等に移転しようとする事業者に係る固定資産税について、特別措置を講じることができるよう条例を制定しました。

※この条例は平成24年7月1日から施行する。

受益者負担金等を統一
農業集落排水関係条例

◎南九州市下水道及び農業集落排水受益者負担金条例の一部改正

川辺東部地区の受益者負担金及び分担金の徴収が開始されます。

◎南九州市農業集落排水処理施設条例の一部改正

使用料が南九州市下水道条例の規定の例により統一されます。

※これらの条例は平成24年10月1日から施行する。

水道料金を統一
上水・簡水等関係条例



※給水条例、簡易水道事業・三本松工業団地水道条例は、旧町料金体系から料金を統一するため平成24年10月1日から施行されます。

ただし、24年10月1日から25年3月31日まで、及び25年4月1日から26年3月31日までの間で段階的に統一されます。

外国人住民の印鑑登録事務を改正
南九州市印鑑条例

外国人登録法の廃止に伴い住民基本台帳法の印鑑登録の取扱いに係る部分を改正しました。(日本人同様の印鑑登録の取扱いがされるようになります。)

※この条例は平成24年7月9日から施行する。

外国人登録法廃止に伴う改正
南九州市手数料条例

外国人登録法が平成24年7月9日に廃止されることに伴い、南九州市手数料条例の一部を改正しました。(日本人同様の住民票の取扱いがされるようになります。)

※この条例は平成24年7月9日から施行する。

- ◎各常任委員会所管事務調査項目
- 総務常任委員会
「共生・協働のまちづくりについて」
- 文教厚生常任委員会
「高齢者福祉施設の整備状況と今後の対応策について」
- 産業建設常任委員会
「市道の整備状況と今後の対応策について」

その他の案件

※ 同委員は市が議会の意見を求め法務大臣に推薦するものです。
任期は委嘱した日から3年間です。



川辺町 野崎

井上 陽子 氏

◆人権擁護委員◆

人事案件